

ポイント解説・金商法 #31

サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告

2026 年 1 月 20 日

弁護士 峯岸 健太郎

弁護士 高瀬 篤

2026 年 1 月 8 日、金融審議会に設置された [「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」の報告](#)（以下「WG 報告」といいます。）が公表されました（[金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告の公表について：金融庁](#)）。同報告は、2025 年 7 月に公表された [「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理」](#)において、サステナビリティ開示基準の適用開始時期、第三者保証制度の導入時期や当初の保証範囲等について議論の状況を整理し、残された課題としてサステナビリティ情報の第三者保証制度のあり方等について整理がされました。

目次

- I. サステナビリティ情報の開示
 - 1. ロードマップ／有価証券報告書の提出期限（延長）の議論と結論
- II. サステナビリティ情報の第三者保証
 - 1. 基本的な考え方
 - 2. 保証業務実施者に関する規律のあり方
 - 3. その他の論点

I. サステナビリティ情報の開示

1. ロードマップ／有価証券報告書の提出期限（延長）の議論と結論

WG 報告では、国際的なサステナビリティ開示・保証の制度化の進展（EU における企業サステナビリティ開示指令（CSRD）と欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）や、国際監査・保証基準審議会（IAASB）の国際サステナビリティ保証基準（ISSA5000）、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の国際サステナビリティ倫理・独立性基準（IESSA）の整備等）を踏まえ、投資判断に資する比較可能で信頼性の高い情報を有価証券報告書で提供する観点から、日本におけるサステナビリティ開示（SSBJ 基準）の適用と第三者保証制度導入の道筋が整理されています。

(1) 制度導入に向けたロードマップ（対象・時期・経過措置）

制度導入に向けた概要	
① 対象	<ul style="list-style-type: none"> 東証プライム市場上場企業に対し、2027年3月期から「時価総額」に応じ3段階（3兆円以上、3兆円未満から1兆円以上、1兆円未満5,000億円以上）でSSBJ基準を適用し、各段階SSBJ基準の適用の翌事業年度に保証を義務化する。 但し、2026年3月期からSSBJ基準に準拠した任意適用が可能。 なお、「時価総額」が5,000億円未満の東証プライム市場上場企業へのSSBJ基準の適用と第三者保証の導入については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて引き続き検討。
② 時価総額の算定	前期末から遡って過去5事業年度の末日における時価総額の平均。
③ 経過措置	<ul style="list-style-type: none"> 適用開始から2年間は「二段階開示」を認め、当期の有価証券報告書の訂正報告書で補完開示できる。 二段階開示は、翌期の半期報告書ではなく訂正報告書で行う。これは、開示制度の整合性、より早期の提出、後発事象の対象期間短縮等を勘案したもの。
④ 保証	保証義務化は「SSBJ基準適用の開始の翌事業年度」から。導入初期2年間は保証対象をScope 1・2、ガバナンス、リスク管理に限定し、3年目以降は国際動向等を踏まえ拡大の要否を検討する。保証水準は限定的保証とする。

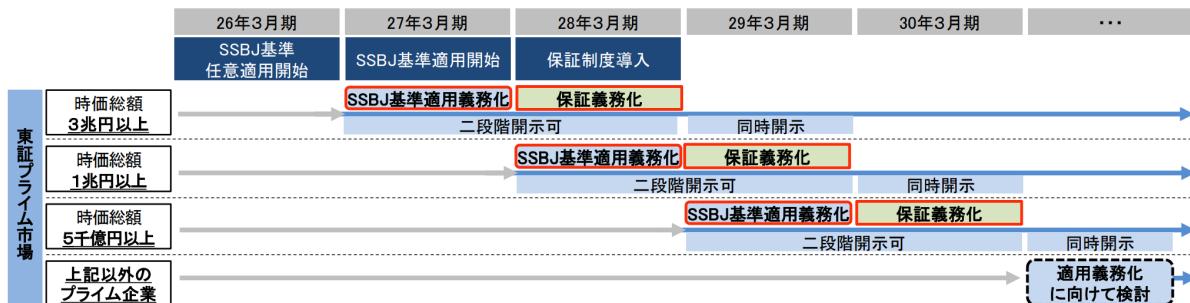
(2) 有価証券報告書の提出期限の延長に関する議論と結論

有価証券報告書は、現行の提出期限は事業年度経過後3か月以内とされているところ、保証対応が加わることから、諸外国の年次報告書の公表期限（4か月以内とする国がある）も参照して4か月以内へ延長する案が検討されました。

これについては、①延長に慎重な意見（投資家の早期開示ニーズが強く、財務情報を含む開示が遅れる懸念）、②延長は不要とする意見（導入当初は保証範囲が限定され、経過措置として二段階開示もあるため、まずは実務を見極めるべき）、③延長はしないものの、企業負担・保証側の時間確保を踏まえ、実務の蓄積後に改めて検討する余地を残すのが良いとの意見等がありました。

結論としては、有価証券報告書の提出期限の延長は行わずに、事業年度経過後3か月以内とするこれを維持しつつ、やむを得ない理由がある場合の延長承認制度が導入初期に円滑に機能するよう、開示ガイドライン改正等で承認プロセスを明確化し、個別対応として柔軟に運用することとされました。

(参考) ロードマップ



出典：[金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告」](#)（1頁）より抜粋

II. サステナビリティ情報の第三者保証

1. 基本的な考え方

WG 報告では、SSBJ 基準に準拠して開示される情報は投資判断に有用である一方、将来情報・見積りやバリューチェーン情報等の不確実性を含むところ、信頼性確保と投資者保護のため第三者保証制度を創設し、国際基準（ISSA5000、ISQM1、IESSA）と整合する基準に準拠して保証を実施する必要性が示され、保証を実施できる者を監査法人に限定せず、要件を満たす者（法人）が登録により保証業務実施者とすることとされました。

2. 保証業務実施者に関する規律のあり方

保証業務実施者の登録制度の具体的な内容は以下のとおりとなります。

(1) 保証範囲・水準、保証基準

- 範囲：導入後 2 年は Scope 1・2、ガバナンス、リスク管理を義務保証する。なお、3 年目以降は拡大を検討する。
- 水準：限定期的保証（合理的保証への移行は検討しない）。
- 基準：国際基準と整合する国内基準を整備（財務情報との関連も踏まえ検討）。

(2) 登録要件（登録制：法人）

- 業務執行責任者の専門性・経験・能力（資格は公認会計士に限定しない）と十分な人員（業務従事者）の確保
- 品質管理部門（又は品質管理に主として従事する者）を設置し、保証審査担当者の確保
- 「法人」であることに加え、投資者保護の観点から一定の資本金・出資金などの財産的基礎

(3) 行為規制

財務諸表監査における監査法人に求められる公認会計士法の規定を参考としつつ、以下のような規制を課すべきとされている。

- 一定期間で同一企業に対する保証業務を外れるローテーションルール、作成支援と保証の同時提供など一定の場合の禁止、出資関係等の利益相反回避
- 守秘義務（漏えい・盗用の禁止）
- 保証過程で重要な法令違反等を把握し是正されない場合の当局通知等も検討。

(4) 検査・監督

モニタリングの迅速かつ機動性や実務を踏まえた専門的な知見実務を提供できる自主規制機関による監督が望ましいものの、発展途上であることを踏まえ、当面は金融庁が検査・監督する。なお、将来の自主規制機関のあり方は実務蓄積後に検討する。

(5) エンフォースメント（行政・民事・刑事）

WG 報告では、監査法人の義務・責任に係る規定を参考としつつ、過度な責任を負わないようすることが適当と指摘されている。

具体的には、行政上の対応として、業務改善・停止等の行政処分、報告徴求等の規定を設け、虚偽の保証等には課徴金制度（報酬相当額等を基礎、故意の場合は上乗せ等を想定）を設けることとする。

また、民事責任として、虚偽「保証」について、故意・過失不存在の立証責任を保証業務実施者側に転換した責任を規定することとされる。なお、企業にセーフハーバー・ルールが適用され責任を負わない場合、保証業務実施者も同様（課徴金も課さない方向）とするなど整合性を確保する。

さらに、刑事责任として、守秘義務違反等の重要な行為規制違反には罰則を設け、監査法人とそれ以外の保証業務実施者について規制のイコールフッティングを図る。

3. その他の論点

WG 報告では、これまでも、企業の任意の取組みとして、サステナビリティ情報の有価証券報告書における開示や任意で第三者保証を受けている旨を公表している事例があり、投資判断に有用な情報と言い得るものであって望ましい一方、制度導入後については制度上のものとそうでないものを明確に区別する必要があり、以下の点について、有価証券報告書等における開示すべき情報についても検討する必要があるとされています。

(1) 任意の保証

義務保証対象外の情報でも、①SSBJ 基準に基づく開示、②登録業者による保証、③国際基準と整合する基準への準拠を満たす場合に保証報告書を有価証券報告書等へ添付可能とする。なお、「任意の保証」の対象となるのは、(i) 保証義務対象会社が Scope 3 の情報等の保証義務外の情報について保証を受ける場合と、(ii) 保証義務非対象会社が保証を受ける場合を指す。

(2) 企業側の開示

保証業務実施者の選任理由及び保証報酬の開示を求める検討（監査の状況の開示を参考）。企業が独立性確保を含め責任ある選任を行うことで市場からの信頼性向上を図る。

本ニュースレターは、法務等に関するアドバイスの提供を目的とするものではありません。
具体的な案件に関するご相談は、弁護士等の専門家へ必ずご相談いただきますよう、お願ひいたします。
また、本ニュースレターの見解は執筆者個人の見解であり、当事務所の見解ではありません。